

令和4年

第2回市議会定例会 議案第5号

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

函館市特定公共賃貸住宅条例（平成9年函館市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「とする」の後ろに「親族等（」を、「含む」の後ろに「。以下この項において同じ。）」、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）または親族に準ずる者として市長が別に定めるものをいう」を加え、同項第1号および第3号中「親族」を「親族等」に改める。

第9条中「同居親族」を「現に同居し、または同居しようとする親族等」に改める。

第13条ならびに第29条第1項第1号および第2号中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした

者に係る入居者の資格に係る基準については、この条例による改正後の函館市特定公共賃貸住宅条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。函館市特定公共賃貸住宅条例第6条第1項第2号に掲げる者から施行日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格に係る基準についても、同様とする。

- 3 施行日前にされたこの条例による改正前の函館市特定公共賃貸住宅条例第13条第1項の承認に係る申請であって、この条例の施行の際当該申請に対する処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

(提案理由)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い規定を整備し、および特定公共賃貸住宅の入居者について、親族に準ずる者と同居することができることとするため